

建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）に  
関する評価・事務事業を実施する者の公募についての公示

令和8年2月19日  
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）に関する評価・事務事業を実施する者の公募について公示します。

注1）本事業は令和8年度予算によるものであり、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。したがって、本事業は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、補助金の交付申請の受付及びそれに対する交付決定の時期、事業内容等の変更が生じる場合があります。

注2）本公募は、建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）に関する評価・事務事業を実施する者を公募するものです。建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）の個別テーマの実施に関する補助を受けようとする事業者の募集ではありません。

## 1. 事業概要

### (1) 事業名

建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）  
に関する評価・事務事業

### (2) 事業目的

本事業は、建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）に関する評価・事務事業を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

- ① 建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）  
を行おうとする者から国土交通省が受け付ける提案の評価などに係る次の事業
  - ア 提案内容の整理及び審査に係る各種資料の作成
  - イ 建築基準整備促進事業で検討を実施するテーマの募集
  - ウ その他募集・提案の評価などのために必要な事業
- ② 建築基準整備促進事業（民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業）  
の円滑な実施に係る次の事業
  - ア 当該年度事業の成果のとりまとめ及び成果報告会の開催などの普及・広報

- イ その他円滑な事業執行のために必要な事業
- ③ 上記①、②に係る問い合わせ・相談への対応

(4) 事業期間

交付決定日（令和8年4月上旬予定）～令和9年3月31日

2. 補助対象とする事業者の要件

次の（１）～（４）までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

(1) 技術能力に関する要件

- 本事業の実施に関する計画が適切なものであること。本事業の実施に当たっての課題及び重視する点を理解していること。
- 本事業を円滑に遂行するために必要な体制、専門知識（建築基準法その他本事業の評価などに係る必要な知識）を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

- 評価対象となる補助事業者及び業として、住宅・建築物を設計もしくは販売し住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う特定の者の利益を目的としていない者であること。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。

(3) 秘密保持に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

担当部局 国土交通省 住宅局 建築指導課 石井  
住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3  
電 話 03-5253-8111（内線 39530）  
電子メール [ishii-t2tx@mlit.go.jp](mailto:ishii-t2tx@mlit.go.jp)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和8年2月19日（木）から令和8年3月12日（木）まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で提出  
説明書の交付を希望する場合は、予め（１）の担当まで事前連絡を行うこと。

### (3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期 限 令和8年3月13日(金)18時まで(必着)

②方 法 持参、郵送(書留郵便に限る。3部(正本1部、副本2部))又は電子メールにて提出すること。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフト・ファイル形式は以下のとおり。(これ以外での提出は無効)  
「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Just System 一太郎」「Adobe」に限る。
- ・ファイルのデータ総量は極力1メガバイト以内とすること。

## 4. 留意事項

### (1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称(法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。)、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

### (2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等(業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等)を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること(監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。)

### (3) 内部取引(関係会社等からの調達)に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。

- ・ 本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。
  - ・ 虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。
- ※ 「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

## 5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。